

# 平成 2 8 年度 ガス事業法に係る立入検査結果

## (簡易ガス事業者)

### ■実施状況 (※ 1 事業者につき、基本的に 1 地点群)

検査実施事業者数	指摘のあった事業者数
37	23

○指摘項目として最も多いのが、保安規程に関するもの。

○指摘項目で多いもの。

- ・誤操作防止措置が適切にされていない。(バルブの開閉表示なし、保安上重大な影響を与える遮断装置付近の配管に流れ方向の表示なし。)
- ・ガス工作物の巡視点検を保安規程で定めた頻度で実施していなかった。

### <指摘事項一覧>

ガス事業法		項 目	内 容	件数
ガス主任技 術者	第 37 条の 7、第 31 条	ガス主任技術者 の選任	主任技術者が他社の職員であった。	2
	第 37 条の	ガス主任技術者	ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わな	1

	7、第 35 条	の責務	なければならない。	
ガス工作物 等の変更	第 37 条の 7、第 9 条 2 項	特定製造所の設 置場所の届出	特定製造所の設置場所の住所表示及び地点群 名の変更届出がなされていない。	1
		特定ガス工作物 の構造	特定ガス工作物の構造が許可証の内容と相違 している。	1
ガス工作物 の維持等	第 37 条の 7、第 28 条	消火器の設置	能力単位が B - 1 0 未満のものが設置されて いる。	2
		ガスの滞留防止 の措置	ガスの滞留防止の措置が適切でない。(換気口 の面積が十分でない。)	2
		火気設備との距 離	容器等の表面から火気設備までの水平 (迂回) 距離が 8 m 未満である。	4
		静電気除去の措 置	静電気を除去する措置がなされていない。	1
		計測装置の設置	貯槽気相部の圧力計が設置されていない。	1
		表示	液化ガス用貯槽に、「液化石油ガス用貯槽」の 表示がない。	1
		漏えい検査	導管 (灯外内管 (休廃止需要家を含む) の漏 えい検査を技術基準の規定した頻度で実施し	6

			ていない。	
保安規程	第 37 条の 7、第 30 条	保安規程の変更 届出	保安規程の変更届出がなされていない。(保安規程で定められた保安管理組織と実態が異なる等。)	6
		保安教育 (計画)	保安に関する教育(訓練)に係る年間計画を策定していない。	4
		保安教育 (実施及び実施記録)	保安に関する教育 (訓練) の記録が保存されていない。	1
		ガス工作物巡視 点検、検査の実施 状況	ガス工作物の巡視点検を保安規程で定めた頻度で実施していなかった。	4
		ガス工作物巡視・点検、検査の 実施状況及び記 録保存	ガス工作物の巡視・点検 (検査) 記録が一部保存されていない。	4
		ガス工作物の修 理、清掃	保安規程で規定した「ガス工作物の修理等の基本要綱」を定めていない。	1
		ガス工作物の運 転操作	保安規程で規定した「ガス工作物の運転、操作要領」を定めていない。	1

		導管の工事方法	保安規程で規定した「導管工事施工要領」を定めていない。	1
		ガス漏えい及び導管事故処	保安規程で規定した「ガス漏えい及び導管事故処理要領」を定めていない。	1
		災害防止のための体制	導管図が整備されていない。	1
		災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること	事故発生時の受付体勢確立していない。	1
		事故発生時の受付記録、対応記録、及び管理状況	事故発生時の対応記録が取られていなかった。	1
		ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理するものの職務	保安管理者の記録の確認が十分でなかった。	1
消費機器に	第 40 条の	閉栓時に省令で	閉栓時に周知事項を記した書面をメーターコ	4

関する周知・調査	2	定めた周知事項を記した書面のメーターコックへの取付け	ックに取り付けていない。	
		調査の方法	消費機器調査員が身分証明書を携帯しないで調査を行っている。	1
熱量等の測定義務	第 37 条の 7、第 21 条	圧力の測定方法	調整装置出口の常時圧力測定装置故障している。	1
		特定容器使用記録表	特定容器使用記録表に記載していない。	5
報告	第 40 条の 2 第 1 項、第 46 条	周知の届出	周知の届出を提出していない。	1